

議案第68号

さぬき市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する  
基準を定める条例の制定について

さぬき市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

# さぬき市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項、第115条の22第2項並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定介護予防支援等」とは、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援及び法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 法第59条第1項並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条に特別の定めのあるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等事業基準」という。）に定めるところによる。

2 前項の場合における指定介護予防支援等事業基準第28条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第69号

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために  
必要なものに関する基準を定める条例の制定について

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なもの  
に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

(地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準)

第2条 法第115条の46第4項に規定する条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66に定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第70号

さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、さぬき市水道事業における利益及び資本剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 さぬき市水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める方法により処分することができる。

(1) 事業年度末日に企業債を有する場合 補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てる方法

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外に使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合には、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第3条 毎事業年度において生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償

却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、建設改良積立金をもって埋め、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（前条第2項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもって埋めることができる。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例

(さぬき市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2建物の項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額」に改め、同表備考2中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改め、同表備考4中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

(さぬき市春日ふれあいセンター条例の一部改正)

第2条 さぬき市春日ふれあいセンター条例（平成14年さぬき市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第7条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

(さぬき市カメラ温泉福祉センター条例の一部改正)

第3条 さぬき市カメラ温泉福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第6項第3号中「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」を「香川県療育手帳制度要綱（昭和49年11月1日付け48婦A第196号香川県民生部長通知）」に改め、同項第4号中「特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）」を「香川県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年8月24日付け48予B第334号香川県厚生部長通知）」に

改める。

(さぬき市活性化施設条例の一部改正)

第4条 さぬき市活性化施設条例（平成14年さぬき市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

(さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部改正)

第5条 さぬき市農林漁業体験実習館条例（平成14年さぬき市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表のうち1 入場料の表注1第3号中「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」を「香川県療育手帳制度要綱（昭和49年11月1日付け48婦A第196号香川県民生部長通知）」に改め、同表注1第4号中「特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）」を「香川県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年8月24日付け48予B第334号香川県厚生部長通知）」に改める。

(さぬき市国民宿舎施設条例の一部改正)

第6条 さぬき市国民宿舎施設条例（平成14年さぬき市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じた得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別表第1号から第5号までの規定中「(消費税別)」を削り、同表第6号中

「(1人1回につき、消費税込み)」を削り、「入浴料金は」の次に「、1人1回につき」を加える。

(さぬき市健康保養施設条例の一部改正)

第7条 さぬき市健康保養施設条例(平成14年さぬき市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表フィットネスルームの項中「1箇月」を「1か月」に改める。

(さぬき市下水道条例の一部改正)

第8条 さぬき市下水道条例(平成14年さぬき市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額」に改める。

(さぬき市道路占用料条例の一部改正)

第9条 さぬき市道路占用料条例(平成14年さぬき市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額」に改める。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第6号」を「第7条第9号」に、「同条第7号」を「同条第10号」に、「第7条第8号」を「第7条第11号」に、「第7条第9号」を「第7条第12号」に改め、同表備考5中「(令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)」を削る。

(さぬき市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額」に改め、同条第2項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第22条第1項第4号中「私設」を削る。

第28条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第29条第1項中「2箇月」を「2か月」に改める。

第31条第1号中「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第1中「1箇月」を「1か月」に改める。

（さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部改正）

第11条 さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例（平成14年さぬき市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額」に改め、同条第2項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第19条第1項第4号中「私設」を削る。

「第4章 料金、手数料及び加入分担金」を「第4章 料金、手数料及び負担金」に改める。

第25条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

第28条第1号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第30条第1項中「2箇月」を「2か月」に改める。

別表第2中「1箇月」を「1か月」に改める。

（さぬき市公共用財産管理条例の一部改正）

第12条 さぬき市公共用財産管理条例（平成15年さぬき市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び

地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額」に改める。

別表上空使用の項中「1箇所」を「1か所」に改める。

（さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例の一部改正）

第13条 さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例（平成18年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2トン車の項中「1,300円」を「1,330円」に改め、同表4トン車の項中「2,600円」を「2,670円」に改め、同表10トン車の項中「6,400円」を「6,580円」に改める。

（さぬき市港湾管理条例の一部改正）

第14条 さぬき市港湾管理条例（平成19年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 港湾施設使用料(1) 志度港港湾施設の表中

「	4.90		「	5.04	
	2.89	を		2.97	に改める。
	4.33	」		4.45	」

別表のうち1 港湾施設使用料(2) 津田港港湾施設の表中

「	15		「	15.42	
	270	を		277.71	に改める。
	3			3.08	
	5			5.14	
	90	」		92.57	」

別表のうち2 港湾施設占用料の表備考4中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額」に改める。

（さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正）

第15条 さぬき市健康生きがい施設条例（平成22年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「別表に定める額」の次に「に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切

り捨てた額)」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条中さぬき市春日ふれあいセンター条例第4条の改正規定、第3条中さぬき市カメラ温泉福祉センター条例第6条第6項第3号及び第4号の改正規定、第5条中さぬき市農林漁業体験実習館条例別表の改正規定、第7条中さぬき市健康保養施設条例別表の改正規定、第9条中さぬき市道路占用料条例別表の改正規定、第10条中さぬき市水道事業給水条例第22条第1項第4号、第29条第1項、第31条第1号及び別表第1の改正規定、第11条中さぬき市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例第19条第1項第4号、第4章の章名、第28条第1号、第30条第1項及び別表第2の改正規定並びに第12条中さぬき市公共用財産管理条例別表の改正規定は、公布の日から施行する。

### (建設残土処分場使用料に関する経過措置)

- 2 第13条の規定による改正後のさぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

### (港湾施設使用料に関する経過措置)

- 3 第14条の規定による改正後のさぬき市港湾管理条例別表のうち1 港湾施設使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第72号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項中「第20条の2第1項」を「第20条第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第14条中「第13条」を「前条」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項第1号から第3号までの規定中「附則第20条の4第1

項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同項第4号中「附則第五条」を「附則第5条」に、「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(3) 附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

##### (経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第73号

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「附則第35条の2の6第11項」を「附則第35条の2の6第15項」に改める。

附則第11項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

附則第14項中「第314条の2第2項」を「第314条の2第2項」とに改める。

第2条 さぬき市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第8項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第9項の見出し中「譲渡損失の損益通算及び繰越控除」を「譲渡所得等」に改め、同項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける」を「附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有するに、「附則第5項」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に、「同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第10項及び第11項を削り、附則第12項を附則第10項とする。

附則第13項を削り、附則第14項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項とする。

附則第16項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項を附則第14項とし、附則第18項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第74号

さぬき市文化資料展示館条例の一部改正について

さぬき市文化資料展示館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市文化資料展示館条例の一部を改正する条例

さぬき市文化資料展示館条例（平成14年さぬき市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「さぬき市文化資料展示館（21世紀館さんがわ）」を「21世紀館さんがわ」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第75号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童クラブ条例（平成14年さぬき市条例第111条）の一部を次のとおり改正する。

第6条第2項中「特に」を「前2項の規定にかかわらず特に」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する保育及び指導時間を午前7時30分から午前8時30分まで（学校休業日に限る。）及び午後6時から午後6時30分までの時間の範囲内において、延長することができる。

第8条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保護者の属する世帯から複数の児童が入会するとき。

第8条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「第2項第2号」を「第2項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項第2号の規定により児童クラブ費等の減額又は免除の許可を得た者に対しては、2人目以降の児童について、市長が定める単位期間に係る児童クラブ費等を減額し、又は免除するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	単位期間	児童1人当たりの金額
年間を通して入会する場合（年度途中の入会又は退会を含む。）の児童クラブ費	1か月	5,000円 ただし、8月は、10,000円
学校休業日の期間中に限り入会する場合の児童クラブ費	夏季休業日の期間	15,000円
	冬季休業日の期間	4,000円
	学年末休業日の期間	4,000円
	学年始休業日の期間	3,000円
マイクロバス使用料（8月は、除く。）	1か月	1,000円

ただし、第6条第2項の規定により延長した保育及び指導時間に児童クラブを利用する児童にあつては、それぞれ上記の金額に次の金額を加算した額とする。

区分	単位期間	保育及び指導時間	児童1人当たりの金額
年間を通して入会する場合（年度途中）	1か月	午後6時から午後6時30分まで	1,000円

中の入会又は退会を含む。)	夏季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	3,000円
	冬季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	800円
	学年末休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	700円
	学年始休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	500円
学校休業日の期間中に限り入会する場合	夏季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	3,000円
		午後6時から午後6時30分まで	1,500円
	冬季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	800円
		午後6時から午後6時30分まで	400円
	学年末休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	700円
		午後6時から午後6時30分まで	350円
	学年始休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	500円
		午後6時から午後6時30分まで	250円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市放課後児童クラブ条例第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る児童クラブ費等について適用し、施行日前の利用に係る児童クラブ費等については、なお従前の例による。

議案第76号

さぬき市老人福祉センター条例の一部改正について

さぬき市老人福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

さぬき市老人福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表のうち(1) 寒川老人福祉センターの表中

「	円	「	円
	600		640
	400	を	430
	300		320
	300	」	320
	」		」

に、

「	円	円	「	円	円
	2,000	500		2,160	540
	3,000	700	を	3,240	750
	2,000	500		2,160	540
	8,000	2,000		8,640	2,160
	15,000	3,500	」	16,200	3,780
	」	」		」	」

改め、同表備考1第3号中「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」を「香川県療育手帳制度要綱（昭和49年11月1日付け48婦A第196号香川県民生部長通知）」に改め、同表備考1第4号中「特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）」を「香川県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年8月24日付け48予B第334号香川県厚生部長通知）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表備考1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

議案第77号

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の  
一部改正について

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市介護保険条例及びさぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市介護保険条例の一部改正)

第1条 さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金額の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「いう」の次に「。以下この条において同じ」を、「その年」の次に「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第3条中「第6条第1項」を「当分の間、第6条第1項」に改め、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「いう」の次に「。以下この条において同じ」を、「その年」の次に「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条中さぬき市後期高齢者医療に関する条例第4条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市介護保険条例附則第6条の規定及び第2条の規定による改正後のさぬき市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第78号

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部改正について

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を改正する条例

さぬき市シーサイドコリドール条例（平成15年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表のうち4 球技場使用料金の表球技場の部市内の項中「1,000円」を「2,000円」に改め、同部市外の項中「2,000円」を「4,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

議案第79号

道の駅みろくの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅みろくの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称  
道の駅みろく
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 株式会社四国にぎわいネットワーク  
所在地 高松市朝日新町32番10号
- 3 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日

議案第80号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	はしかたさんのうせん 橋方山王線	さぬき市寒川町 石田西字中所 797番1地先	さぬき市寒川町 石田西字山王 65番5地先	563.3	2.6~4.6
2	にいかわはしかたせん 新川橋方線	さぬき市寒川町 神前字新川 2431番3地先	さぬき市寒川町 石田西字橋方 501番地先	1142.9	2.7~6.4

議案第 8 1 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	はしかたさんのうせん 橋方山王線	さぬき市寒川町 石田西字中所 799 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字山王 65 番 5 地先	527. 1	2. 6～11. 4
2	にいかわはしかたせん 新川橋方線	さぬき市寒川町 神前字新川 2431 番 3 地先	さぬき市寒川町 石田西字橋方 500 番 2 地先	1191. 3	2. 7～6. 4
3	うのべりんこう とうせん 鵜部臨港 2 号線	さぬき市津田町 鶴羽字西代 778 番 23 地先	さぬき市津田町 鶴羽字西代 778 番 25 地先	104. 2	11. 0～ 15. 0

## 議案第82号

### 工事請負契約の変更について（平成25年度流田ポンプ場改築工事）

平成25年度流田ポンプ場改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成25年度流田ポンプ場改築工事  |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約の金額  | 変更前 一金187,845,000円<br>うち消費税及び地方消費税額8,945,000円<br>変更後 一金219,244,200円<br>うち消費税及び地方消費税額10,440,200円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町2丁目16番3号<br>扶桑建設工業株式会社四国支社<br>四国支社長 薬師 神英夫  |